

【問合せ先】

第三管区海上保安本部

警備救難部環境防災課長 安藤 進一郎

電話 045-211-1118 (内線 3310)



平成 31 年 2 月 26 日  
第三管区海上保安本部

## 平成 30 年海洋汚染の確認状況

### 平成 30 年の当管内における海洋汚染確認状況

- ・ 海洋汚染確認件数は 48 件(前年比+1 件)
- ・ 『油』による汚染が 46 件で約 9 割を占める(ほぼ例年並み)
- ・ 『船舶』からの汚染が 28 件で約 6 割を占める(ほぼ例年並み)
- ・ 原因の最多は『取扱不注意』の 14 件(前年比 +4 件)
- ・ 設備の破損等による海洋汚染が前年から略半減(前年比 -7 件)

### 平成 31 年の取組み

- ・ 適切な設備点検励行について指導を継続
- ・ 初歩的なミスによる排出事故防止について船舶運航事業所への訪問指導等による直接的指導、啓発を実施

## 1 汚染の種類と排出原因

平成 30 年は全 48 件の海洋汚染を確認し、「油」によるものが 46 件で全体の 9 割以上を占め、「廃棄物」によるものは 2 件であった。

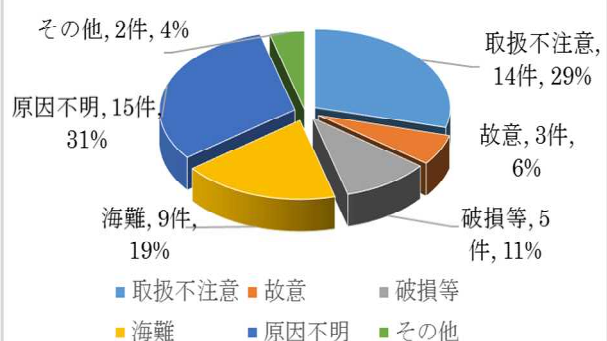
原因別では、前年まで多かった船舶や陸上施設の設備の老朽化等を原因とした「破損等」によるものが 5 件(前年 12 件)、「故意」によるものは 3 件(前年 5 件)で前年から減少した。

一方、機器取扱いやバルブ操作のミス等を原因とした『取扱不注意』によるものが 14 件(前年 10 件)、「海難」によるものが 9 件(前年 7 件)で増加した。

平成30年海洋汚染種類別確認件数の割合



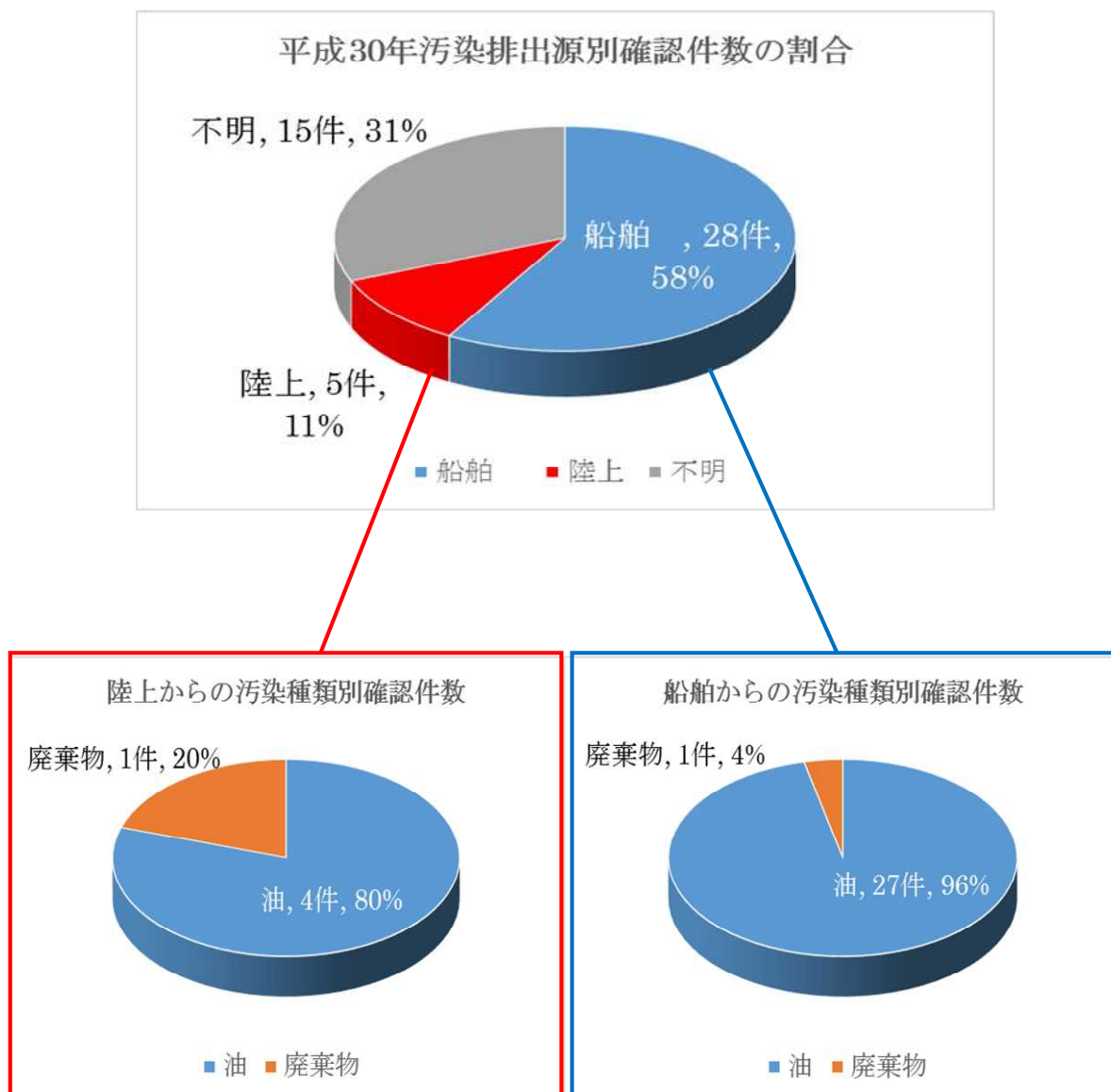
平成30年海洋汚染原因別確認件数



## 2 排出源と汚染種類

平成30年は「船舶」からの汚染が28件で全体の約6割、「陸上」からの汚染が5件で全体の約1割、排出源が「不明」であったものが15件で全体の約3割を占める結果となった。

船舶からの汚染では約9割が、「油」によるものであった。

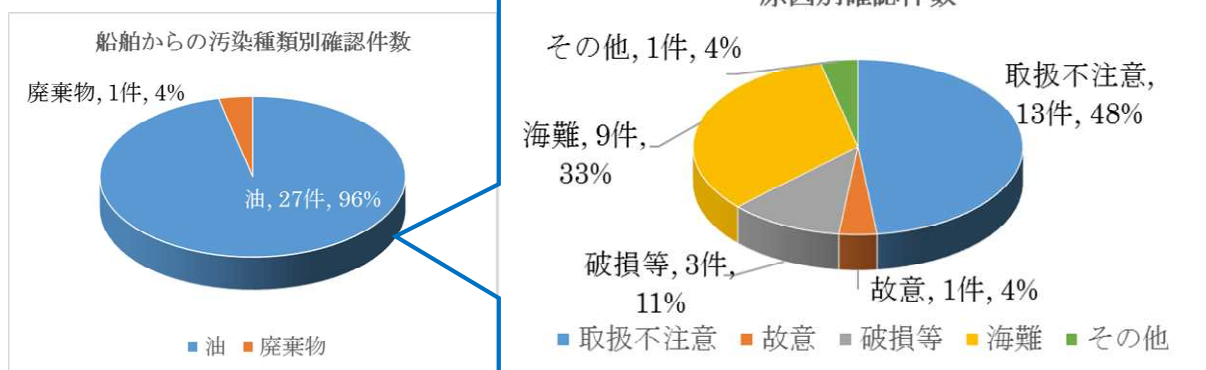


「船舶」からの「油」の排出について、船舶設備の老朽化等による損傷等を原因とした「破損等」によるものが3件(前年6件)と減少した。

一方、バルブ操作ミス等を原因とした「取扱不注意」によるものが13件(前年8件)と増加した。

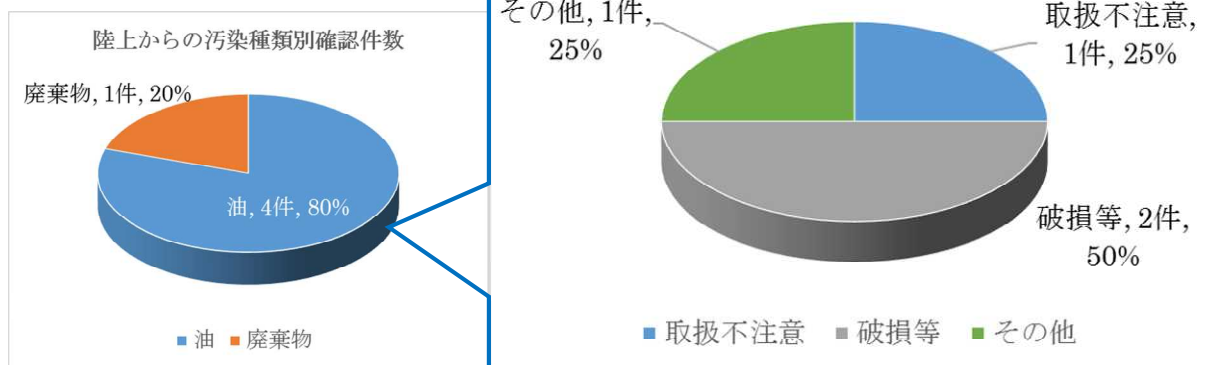
これらのほか、船底に溜まったビルジ(油性混合物)を「故意」に排出したものが1件(前年4件)、「海難」によるものが9件(前年7件)、「その他」が1件(前年0件)であった。

【船舶】



「陸上」からの「油」の排出について、施設等の老朽化等による損傷等を原因とした「破損等」によるものが2件(前年5件)、「取扱不注意」によるものが1件(前年2件)と減少し、「その他」が1件(前年0件)であった。

【陸上】



### 3 油流出事例

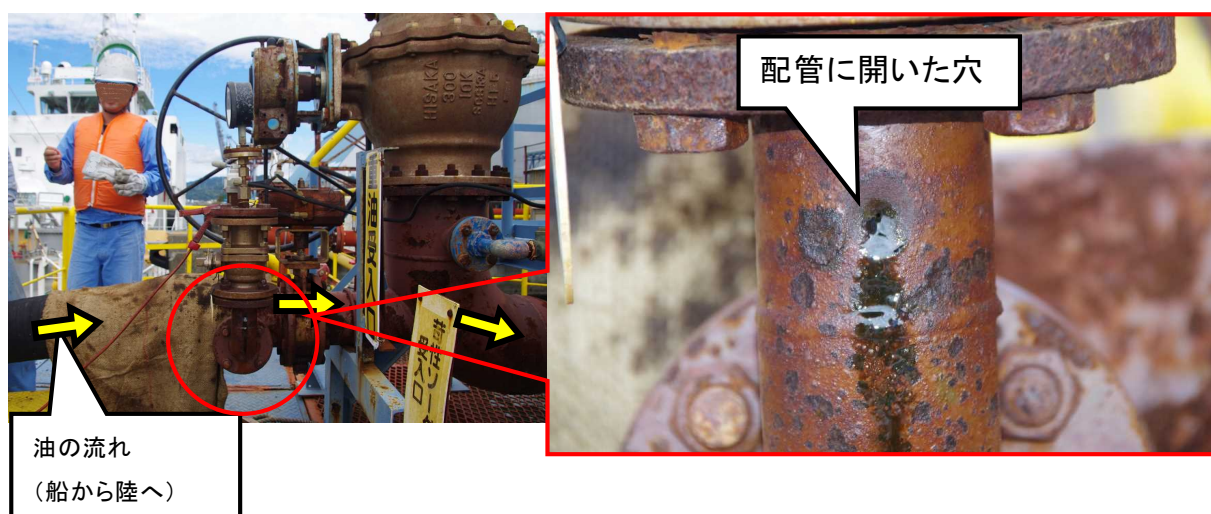
#### ① 取扱不注意(バルブ操作の誤り)

平成30年3月、燃料油であるC重油を船内の複数の燃料タンクに給油していた際、乗組員がバルブ操作を誤ったことにより許容量を超える油がタンク内に流入し、タンクの空気抜き管から溢れて海上に流出したものの。



#### ② 破損等(陸上施設の破損)

平成30年9月、油タンカーが貨物油であるC重油を陸上施設へ荷揚げ中、配管の下方の死角部分に小さな穴が開き、同箇所から油が霧状に噴き出して海上に流出したものの。



#### 4 発生海域について

海洋汚染の発生海域は、「東京湾内」が28件(前年28件)、「東京湾外」が20件(前年19件)であった。



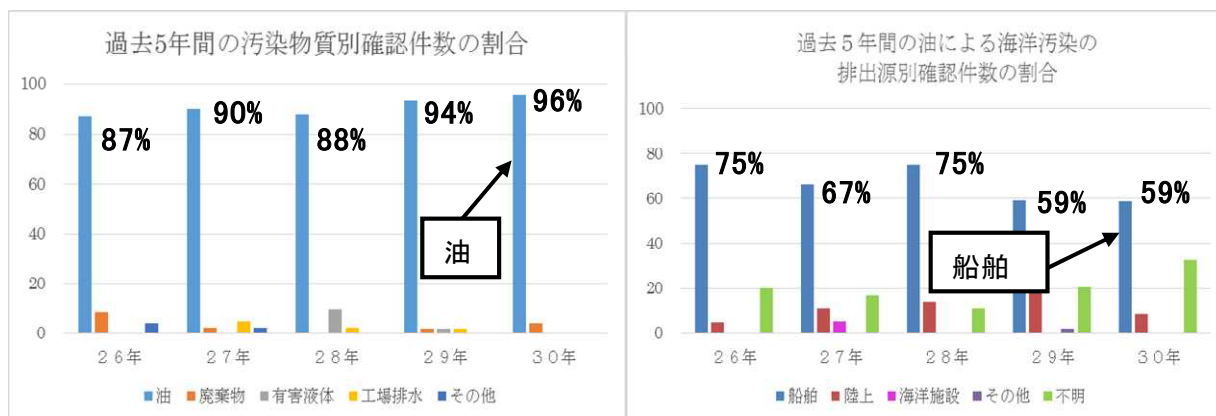
「海洋台帳 海上保安庁」

#### 5 過去5年間統計からの傾向

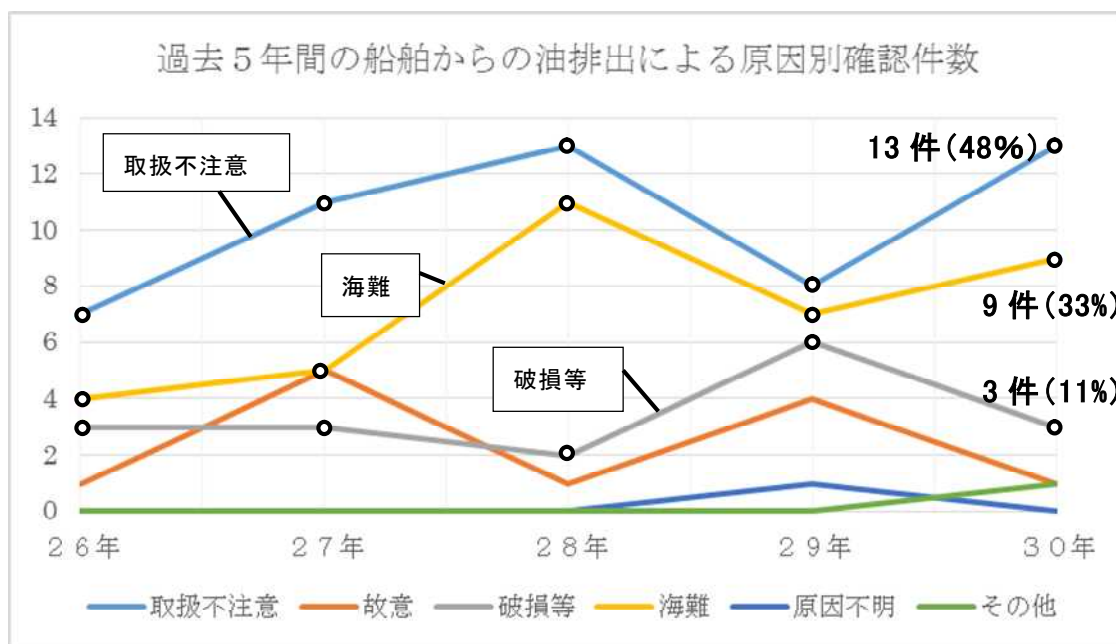
- ・「油」による汚染が確認件数の約9割を占め、略横ばい状態(図1)。
- ・「船舶」からの汚染件数が約6割以上を占め、略横ばい状態(図2)。
- ・原因別件数では「取扱不注意」、「海難」、「破損等」の順に多く目立った変化なし(図3)。

(図1)

(図2)



(図 3)



(件)

	取扱不注意	故意	破損等	海難	原因不明	その他
平成26年	7	1	3	4	0	0
平成27年	11	5	3	5	0	0
平成28年	13	1	2	11	0	0
平成29年	8	4	6	7	1	0
平成30年	13	1	3	9	0	1

### 【今後の取組み】

平成30年の海洋汚染状況は、昨年までと同様に「油」による海洋汚染が9割以上を占め、その「油」の排出原因の約6割が「船舶」からのものでした。

施設や設備の「破損等」による排出に対し、平成30年は訪船指導等で設備点検の励行について重点的に指導等を行ったことにより、昨年に比べ発生件数を約4割に抑えることができましたが、給油作業におけるバルブ開閉の確認ミスや作業の失念等の初歩的なミスによる排出事故は依然として高い割合で発生しています。

これまでも巡視船艇や航空機による海洋汚染の監視取締り及び、訪船指導等により船員等の作業従事者への直接の注意喚起を行ってまいりましたが、昨年状況を踏まえ、前述の訪船指導等において適切な設備点検の励行についての指導を継続しつつ、船舶運航に携わる事業所についても訪問するなどして、初歩的なミスによる排出事故の防止について直接的指導、啓発を実施する等、海洋環境保全策に根気よく取り組んで参ります。

愛します! 守ります! 日本の海

